

令和五年三月八日提出
質問第一六号

消えた死者年金に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

消えた死者年金に関する質問主意書

二〇二三年一月三十一日衆議院予算委員会で加藤厚生労働大臣と交わした質疑に関してお尋ねする。

一 生きている方はもちろんのこと、亡くなった方でもいわゆる消えた年金があるのか否かをネットで検索する仕組みが「ねんきんネット」内に導入されている。これに関して、加藤厚生労働大臣は「まず、ねんきんネットを活用した検索をしっかりとPRしようと、これはしっかりとさせていただきたいというふうに思っております」と答弁があった。具体的に何をいつまでにどのような予算を使ってPRするのか、詳細をお示し願いたい。お示し願えない場合はいつまでにお示しできるのか、その期限の用途をお示し願いたい。

二 また、ねんきんネットのいわゆる消えた年金を検索する検索システムに欠陥が見つかった件に関連して、加藤大臣は「(長妻) 委員からも御指摘ありましたが、検索上必ずしも適切なデータが出てこない場合もあるということですから、その辺についてもどういふことができるか検討していきたいと思っております」 「御指摘のように、検索対象で出てきて、中には、既に支給された年金に関する記録が一部含まれておりまして、そうした検索結果を踏まえて年金事務所に行ったら、結果、支払われていた、こういった事

態があったということは承知しています」「せっかく検索したいという中で混乱を招くということですから、まず状況をしっかり精査して、どのような対応ができるのか検討して、日本年金機構にその旨を指示しているところであります」とも答弁している。

現在のねんきんネットの検索システムに不具合があるということか。不具合の詳細、その原因と対策を具体的に実施期限の目途も含めて政府の把握するところをお示し願いたい。

三 また、いわゆる消えた年金として持ち主が確定（住所氏名勤務先など）された記録のうち、持ち主が死亡した方については手つかずである。受け取るべき年金をご遺族が受け取ることができるようにするため
のサンプル調査、例えば、一つの年金事務所当たり複数件を選んで該当する住所地を訪問してご遺族を探
すなどの対策を提案したところ加藤大臣から以下の答弁があった。「今お話がありました、御遺族の方
については、これまで、ねんきん特別便等の送付対象にはしてまいりませんでした、一人でも多くの方の
記録の回復につなげていくため、年金受給に結びつく可能性があると考えられる記録の中から、日本年金
機構において、まずはちよつとサンプル調査を実施して、その辺がどうなっているのか、それを踏まえて
今後の対応を検討したいと考えております」。このサンプル調査の予算、手法、具体的内容、対象件数と

期限の目途をお示し願いたい。

四 いわゆる消えた年金として持ち主が確定（住所氏名勤務先など）された記録のうち、持ち主が死亡した方については、これまでどのような対応を取ってきたのか。また、なぜ、判明した住所と氏名にご遺族様へ、として郵便でお知らせしなかったのか。その理由を問う。

また、いわゆる消えた年金として持ち主が確定（住所氏名勤務先など）された記録のうち、持ち主が死亡した方の記録は何件あるのか。その記録は、日本年金機構が公表している「未統合記録（五千九十五万件）の解明状況」のⅡ〈解明作業中又はなお解明を要する記録〉の（3）持ち主の手がかりがまだ得られていない記録八百二十六万件に含まれるのか。であるならば、いわゆる消えた年金として持ち主が確定（住所氏名勤務先など）された記録のうち、持ち主が死亡した方の記録は最大八百二十六万件、としてよろしいのか。

くれぐれも、質問主意書の答弁書で連発される「お尋ねについては、意味するところが必ずしも明らかではないが」という常套句は禁句としていただきたい。質問の意味するところが明らかでないままの答弁をいただくことは無益である。仮に意味するところが明らかでない場合は、お問い合わせいただければいつでも

ご説明申し上げますのでよろしくお願いしたい。

右質問する。